

専決処分の報告について

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専決第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に改め、「及びエ」を削り、「オ」を「エ」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中エを削り、オをエとし、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同号中エを削り、オをエとし、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同号中エを削り、オをエとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。